

古墳壁画の保存活用に関する検討会の議事の公開について

平成24年 9月19日
古墳壁画の保存活用に関する検討会決定

古墳壁画の保存活用に関する検討会（以下「検討会」という。）の議事の公開に関しては、次のとおり取り扱うものとする。

(議事の公開)

1. 検討会の議事については、次の（1）及び（2）の場合を除き、公開するものとする。
 - (1) 検討会座長及び副座長の決定その他人事に係る案件
 - (2) 審議の円滑な実施に影響が生じるものとして検討会において非公開とすることが適当であると認める案件
2. 議事の公開は、原則として会議の公開をもって行うものとする。
3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化財部美術学芸課（この項において「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として次の（1）及び（2）に掲げる人数とする。
 - (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 1社につき1人
 - (2) 前号に掲げる者以外の者 原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数
4. 会議開始後の入室、撮影、録画、録音その他の議事進行の妨げとなる行為は、座長が特に認める場合を除き、禁止することとする。

(議事要旨の公開)

5. 検討会の議事要旨を作成し、上記1. (1) 及び (2) を含めて原則として公開するものとする。

(会議資料の公開)

6. 会議資料のうち、上記1. (1) 及び (2) に係る資料については、検討会において公開することが適当であると認める場合を除き、非公開とし、その他の資料については、原則として公開するものとする。

(その他)

7. 検討会に設置された装飾古墳ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の議事の公開は、検討会の議事の公開の取扱いと同様のものとする。
8. 上記に掲げるもののほか、検討会又はワーキンググループの議事の公開について必要な事項は、検討会で決定するものとする。